

<報道発表資料>

総務部 文書課
情報公開・個人情報保護担当 坂・新谷
直通 048-830-2543
代表 048-824-2111 内線 2542
E-mail: a2510-14@pref.saitama.lg.jp

.....
カテゴリー:県政一般

令和7年6月23日

知事の「資産等報告書」及び「所得等報告書」を訂正します

「政治倫理の確立のための埼玉県知事の資産等の公開に関する条例」に基づき、令和6年2月7日に公開した知事の資産等報告書（任期開始の日（令和5年8月31日）現在）及び令和6年7月1日に公開した知事の所得等報告書（令和5年分の所得）について、「埼玉県知事の資産等の公開に関する規則」第7条に基づき、知事から「資産等報告書等訂正届」が提出されたので、次のとおり訂正します。

1 訂正届出日

令和7年6月6日（金曜日）

2 訂正箇所

(1) 資産等報告書（令和6年2月7日閲覧開始分）

「5 有価証券」の「株券」について、「埼玉建興株式会社 10株」を追加する。

<訂正前>

種類	銘柄	株数
株券	株式会社 セブン&アイ・ホールディングス	2400株

<訂正後>

種類	銘柄	株数
株券	株式会社 セブン&アイ・ホールディングス	2400株
	埼玉建興株式会社	10株

(2) 所得等報告書（令和6年7月1日閲覧開始分）

「配当所得」について、所得金額を「150,000」円に訂正する。

<訂正前>

	所得金額（円）
配当所得	

<訂正後>

	所得金額（円）
配当所得	150,000

3 閲覧の方法

訂正された資産等報告書及び所得等報告書の閲覧を希望される場合には、次のとおりです。

【閲覧方法】

・資産等報告書

令和7年6月23日（月曜日）から令和10年12月8日（金曜日）まで

・所得等報告書

令和7年6月23日（月曜日）から令和11年5月1日（水曜日）まで
（土・日・休日・年末年始を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

文書課（埼玉県衛生会館1階・県政情報センター）

資産等報告書等閲覧請求書を提出してください。